

(18台分)を平成17年度から有料化するとともに、平成18年度には驚別保育所職員駐車場(17台)を有料化しました。

③広報紙広告掲載収入

(目標年度 平成18年度)

広報のぼりべつに2006年9月号から有料広告を掲載し、市の歳入の増収を図りました。

④公共施設使用料金の見直し

(目標年度 平成18年度)

公共施設の利用者負担の考え方を取り入れ、使用料の公平化を図るため、使用料の見直しを行いました。

使用料の算出方法は、光熱水費や修繕費などの維持管理経費と管理に係る人件費を基礎とすることで統一し、19施設の使用料を平成18年度から改正しました。

⑤公共施設使用料の減額・免除制度の見直し(目標年度 平成18年度)

公共施設使用料の減額や免除は、受益者負担の適正化の観点から見直しを行い、減額については従来からの文化協会や体育協会の加盟団体などに加えて、文化や子育てなどの振興・向上に寄与する団体を追加、免除については市の主催事業や教育を目的として使用する場合など利用目的に応じて適用することとし、利用者の負担の公平性を図ることにしました。

また、減額・免除を適用する施

設は18施設です。

⑥未利用財産(土地)の売り払い

(目標年度 平成17年度)

市が所有している利用していない土地の売り払いにより、平成17年度は11件で約1億6千681万円、平成18年度は12件で約1億3千156万円の収入がありました。

◎市民の期待に応えられる職員の育成等による行政システムの構築

(5カ年の財政効果額 24億6千40万円)

①勤務評価制度の推進・充実、人事給与制度の見直し

(目標年度 平成18年度)

平成17年人事院勧告において、勤務成績に基づく新昇給制度の導入や勤勉手当への勤務実績の反映拡大、昇格基準の見直しが示されました。

市はこれまで管理職の職員を対象に勤務評価を行い、その結果を勤勉手当に反映しています。

また、今後も勤務評価を基本とした新昇給制度の導入に取り組んでいきます。

②嘱託員の削減

民間への業務委託などにより、嘱託員の削減を進めています。

平成16年度に160人いた嘱託員が平成19年度では137人となっています。

③職員給料の削減

平成16年10月から職員の給料は、一般職3・5%、管理職4・5%の市独自の削減を行っています。

この削減率は、人事院勧告に基づく給与改定により、平成17年12月から一般職3・2%、管理職4・2%となっています。

④職員期末勤勉手当の削減

平成16年度から職員の期末・勤勉手当は、一律5%の市独自の削減を行っています(平成17年12月から4・7%)。

⑤職員退職手当の削減

平成16年度から職員の退職手当は、一律5%の市独自の削減を行っています(平成17年12月から4・7%)。

⑥管理職手当の削減

平成15年度から管理職手当は、部長職15%、次長職12%、課長職10%の市独自の削減を行っています。

⑦嘱託員基本手当・勤勉手当の見直し

平成17年度から嘱託員の基本手当と勤勉手当は、2%の市独自の削減を行っています(平成18年4月から1・7%)。

⑧特別職の給料の削減

平成16年度から特別職の給料は、市長10%、副市長・教育長7%の削減を行っています。

⑨特別職の期末手当の削減

平成15年度から特別職の期末手当を0・2月分引き下げるとともに、平成16年度からは削減後の給料額を基礎に算出しています。

⑩特別職の退職手当の削減

平成15年12月から特別職の退職手当を約5・5%削減するとともに、平成16年12月からは削減後の給料額を基礎に算出しています。

⑪収入役の廃止

平成17年4月2日から収入役を廃止しました。

なお、平成19年4月1日からは地方自治法の改正により、収入役制度そのものが廃止されました。

集中改革プランの全項目は、ホームページと本庁舎総合案内、各支所でご覧になれます。

問い合わせ

人事・行政管理グループ

☎1132、ホームページ

<http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp/index.html>